

平成二十六年政令第三百五十八号

内閣は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号、第七条第一項第二号、第十一条第一項第四号、第十二条、第十四条第一項及び第二項第二号、第二十三条第八号、第二十五条第三項、第三十一条並びに附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** 難病の患者に対する医療等に關する事項

(以下「法」という)第五条第一項第一号の政令で定める額(次項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給認定(第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)を受けた指定難病(法第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。)の患者又はその保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条に規定する保護者をいう。以下この条及び第四条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第七号までに掲げる者以外の者

三三三  
四二二

支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定を受けた指定基準世帯員についての指定特定医療のあつた月の属する年度（指定特定医療のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万千円未満（支給認定を受けた指定難病の患者が高額難病治療継続者である場合にあっては、二十五万千円未満）である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）一千円

病の患者又はその保護者  
市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指  
定特定医療のあつた月の属する年の前年（指  
定特定医療のあつた月が一月から六月までの  
場合にあつては、前々年とする。以下この号  
において同じ。）中の公的年金等の収入金額  
(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)) 第  
三十五条第二項第一号に規定する公的年金等  
の収入金額をいう)、当該指定特定医療があ  
つた月の属する年の前年の合計所得金額(地  
方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定  
する合計所得金額(所得税法第二十八条第一  
項に規定する給与所得を有する者について  
は、当該給与所得は、同条第二項の規定によ  
り計算した金額(租税特別措置法(昭和三十一  
年法律第二十六号)第四十一条の三の三十二  
第二項の規定による控除が行われている場合  
に、二つ目(金額)、三つ目(金額)を合算す

において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者零支給認定を受けた指定難病の患者が児童福利法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下この項において「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。）である場合又は支給認定を受けた指定難病の患者と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が支給認定を受けた指定難病の患者若しくは医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等である場合における負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる支給額をもとと受けた旨を

す。同項目名は、指標の支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費按分率（当該支給認定を受けた指定難病の患者及び医療費算定対象世帯

員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額の金額

（で当該名号は掲げる額の中最も高い額を除して得た率をいう。）を乗じて得た額（その額

に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる額とする。

一 前項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の三分之二並びに当該

病の患者又はその保護者の区分に応じ  
各号に定める額

二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第十七号）第二十二条第一項各号に掲げる医療

費支給認定保護者又は医療費支給認定患者の  
三分之二以上、名該六号ニミツの項

区分に応じ 当該各号に定める額  
(支給認定に係る政令で定める基準)

**第二条** 法第七条第一項第二号の政令で定める基準は、同一の用に受けた指定難病に係る医療

達は厚生労働省令で定めるところにより算定し

**第二条** 法第七条第一項第一号の政令で定める基

準は、同一の月に受けた指定難病に係る医療につき厚生労働省令で定めるところにより算定し

た当該医療に要した費用の額が三万三千三百三十円を超えた月数が当該支給認定の申請を行つた日の属する月以前の十二月以内に既に三月以上あるものであることはこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものであることとする。

(支給認定に係る政令で定める一定の期間)

**第三条** 法第七条第五項第一号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医(法第六条第一項に規定する指定医をいう。次項において同じ。)が診断書(法第六条第一項に規定する診断書をいう。次項において同じ。)の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する診断した日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。

2 法第七条第五項第二号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する基準に該当することとなつた日の翌日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。(支給認定を取り消す場合)

**第四条** 法第十一条第一項第四号の政令で定めるときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者が法第六条第一項又は第十条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(法第十二条の政令で定める給付等)  
**第五条** 法第十二条の政令で定める給付は、次に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、次に掲げる給付につき、それぞれ、受け取ることができる給付とする。  
一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

三 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。)の規定による療養補償

四 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付、複数事業労働者の療養給付及び療養給付

五 船員法(昭和二十一年法律第二百号)の規定による療養補償

六 災害救助法(昭和二十二年法律第二百十八号)の規定による扶助金(災害救助法施行令による療養扶助金に限る。)

七 児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費

八 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による療養扶助金に限る。)

九 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による療養扶助金に限る。)

十 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)

十一 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による療養補償

十二 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の規定による療養給付

十三 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の規定による療養給付

十四 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の規定による損害の補償(自衛隊法施行令(昭和二十九年法律第二百六十九号)の規定による療養補償に限る。)

十五 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)の規定による療養

十六 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第二百九号)の規定によ

る例による場合を含む。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生

活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

十七 國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、

る場合を含む。)の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)

十八 國民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、療養費、訪問看護療養費、特別

十九 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養扶助金に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)

二十 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族疗養費、家族訪問看護療

二十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)の規定による療養補償

二十二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療

二十三 原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律(平成六年法律第二百十七号)の規定による療養の給付及び一般疾病医療費

二十四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護給付(高額医療合算介護サービス費の支給を除く。)予防給付(高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。)及び市町村特別給付

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百十二号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)

二十六 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の規定によ

る損害の補償(災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)(病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。)

一 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)又は同法第十四条第二項第二号の政令で定める法律

二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定訪問看護事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防

三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、移送費及び高額療養費

四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、移送費及び高額療養費

五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

八 薬剤師法(昭和三十五年法律第二百四十六号)の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

九 介護保険法(法第二十三條第八号の政令で定める法律)の規定による介護保険法(法第二十三條第八号の政令で定める法律)

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の規定による再生医療等の安全性の確保等に関する法律

十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

十二 臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)の規定による臨床研究法

十三 健康保険法(法第二十三條第八号の政令で定める法律)

十四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

十五 前条各号に掲げる法律

## (医療に関する審査機関)

**第九条** 法第二十五条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

(手数料の額等)

**第十一条** 法第二十七条の十第一項の規定により匿名指定難病関連情報利用者（法第二十七条の三に規定する匿名指定難病関連情報利用者をいいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名指定難病関連情報（法第二十七条の二第一項に規定する匿名指定難病関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までことに一万千円とする。

2 前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

ただし、法第二十七条の十第一項の規定により医薬基盤・健康・栄養研究所等（法第二十七条の九に規定する医薬基盤・健康・栄養研究所等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。（手数料の免除）

**第十二条** 法第二十七条の十第二項の政令で定められた者（うち、それぞれ同項第二号又は第一号に掲げる者）は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者

二 法第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者（うち、それぞれ同項第二号又は第一号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公団団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者）

三 法第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同

項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同一号に規定する業務の委託を受けた者等審査委員会とする。

2 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとす

る匿名指定難病関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第二十七条の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、医薬基盤・健康・栄養研究所等が法第二十七条の二第一項の規定による匿名指定難病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合には、医薬基盤・健康・栄養研究所等）に提出しなければならない。

4 前号に掲げる者のみにより構成されてい

る団体

5 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

6 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

7 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

8 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

9 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

10 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

11 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

12 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

13 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

14 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

15 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

16 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

（支給認定に係る政令で定める基準の特例）

にわたり委託を含む。以下この号において同

じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同

号に規定する業務の委託を受けた者

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

2 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

3 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

4 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

5 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

6 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

7 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

8 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

9 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

10 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

11 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

12 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

13 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利

用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合

には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

（市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めた額が七万五千円以下である者とところにより合算して八十万円以下である者とされた場合におけること）

は、八十万円以下である者とされた場合におけること）

にあつては、厚生労働大臣が定めるものとあること

であること）とする。

（指定特定医療に係る負担上限月額の経過的特例）

にあつては、「又は」とあるのは「若しくは」と、「定め

るものであること」とあるのは「定めるものであ

ること又はその病状の程度が療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるものであること」とする。

た者（次号におけること）

にて「重症認定患者」という。）

（施行期日）

（平成二十九年一二月一三日政令第一〇三号）抄

（施行期日）

（平成二十九年一二月一三日政令第一〇三号）

（施行期日）

県若しくは都道府県知事がした処分その他の行為で、この政令の施行の際にその効力を有するもの又は施行日前に難病法の規定により都道府県若しくは都道府県知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後において第二条の規定による改正後の地方自治法施行令第二百七十四条の規定により読み替えて適用する難病法（以下「読み替え後の難病法」という。）又は同条の規定により読み替えて適用する第一条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（以下この項において「読み替え後の新難病令」という。）の規定により難病法附則第四条の規定による改正後の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市长が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、読み替え後の難病法又は読み替え後の新難病令の規定により指定都市若しくは指定都市の市长がした处分その他の行為又は指定都市若しくは指定都市の市长に対してされた申請その他の行為とみなす。ただし、施行日前に難病法に基づき支給され、又は支給されるべきであつた難病法第五条第一項に規定する特定医療費の支給に関する費用の支弁及び徴収については、なお従前の例による。

2 都道府県知事に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後において読み替え後の難病法の規定により指定都市又は指定都市の市长に對してするべきこととなるものは、施行日以後においては、読み替え後の難病法の規定により指定都市又は指定都市の市长に對して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。（施行前の準備）

**第三条** 指定都市は、施行日前においても、読み替え後の難病法第七条第四項の規定により、当該指定都市を包括する都道府県が施行日前に難病法第七条第一項の規定により行つた支給認定（以下第三項に規定する支給認定をいう。以下第三項までにおいて同じ。）であつて、前条第一項の規定により施行日以後においては読み替え後の難病法第七条第一項の規定により当該指定都市が行つた支給認定とみなされるべきものを受けている支給認定患者等（難病法第七条第四項に

規定する支給認定患者等をいう。次項及び第四項において同じ。）に対して、当該支給認定に係る医療受給者証（読み替え後の難病法第七条第四項に規定する医療受給者証をいう。次項及び第三項において同じ。）を交付することができる。

2 指定都市は、前項の規定により支給認定患者等に対して医療受給者証を交付した場合において、当該指定都市を包括する都道府県が施行日前に難病法第十一条第一項の規定により当該支給認定患者等に係る支給認定を取り消したときは、読み替え後の難病法第十一条第二項の規定の例により、当該支給認定患者等に対して、当該医療受給者証の返還を求めるものとする。

3 第一項の規定により交付された医療受給者証は、施行日において当該医療受給者証に係る支給認定が効力を有する場合に限り、施行日において読み替え後の難病法第七条第四項の規定により交付されたものとみなす。

4 第一項の規定により指定都市が支給認定患者等に対して同項に規定する医療受給者証を交付した場合において、当該指定都市を包括する都道府県が施行日前に難病法第七条第四項の規定により当該支給認定患者等に交付した医療受給者証（同項に規定する医療受給者証をいう。）は、施行日においてその効力を失う。この場合において、当該都道府県は、当該支給認定患者等に対して、当該都道府県が交付した医療受給者証の返還を求めるものとする。

（施行期日）  
抄

**第四条** 指定都市の市长は、施行日前においても、読み替え後の難病法第八条（第三項を除く。）の規定の例により、指定難病審査会を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた指定難病審査会は、施行日において読み替え後の難病法第八条の規定により置かれたものとみなす。

3 第一項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、読み替え後の難病法第八条第三項の規定にかかるらず、令和二年三月三十一日までとする。（過料に関する経過措置）

**第五条** この政令の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
抄

**附 則（平成三十一年二月二八日政令第四号）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月八日政令第二一九号）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三三號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三四號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三五號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三六號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三七號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三八號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三九號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一〇號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一一号）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一二號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一三號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一四號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一五號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一六號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一七號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一八號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三一九號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二〇號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二一號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二二號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二三號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二四號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二五號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二六號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二七號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二八號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二九號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二〇號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二一號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二二號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二三號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二四號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二五號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二六號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二七號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二八號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二九號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二〇號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二一號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二二號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二三號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二四號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二五號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二六號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二七號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二八號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二九號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二〇號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二一號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二二號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二三號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二四號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二五號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二六號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二七號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二八號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二九號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二〇號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二一號）抄**

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（施行期日）  
抄

**附 則（令和二年七月九日政令第三二二號）抄**

この政令は、令和二年